



公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の海上における航空機の搜索救難の協力に関する取決め

一 公益財団法人交流協会と亜東関係協会（以下「両協会」という。）は、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」の第3項（11）及び（12）に関連し、両協会は、海上における航空機の搜索及び救難（以下「SAR」という。）活動についての効率性の強化を希望し、SARにおける協力の重要性及び迅速かつ効果的なSARサービスを確保する必要性を認め、国際民間航空条約第12附属書の趣旨に従い、日台間の海上で実施される遭難航空機のSAR活動における国土交通省航空局の救難調整本部（以下「東京RCC」という。）と台北任務管制センター（以下「TAMCC」という。）との間の円滑な調整を行うことを目的として、次に掲げる事項について関係当局の同意が得られるよう相互に協力することを合意した。

（1）東京RCCとTAMCC（以下「両救難調整機関」という。）は、日台間の海上において航空機が遭難した場合には、緊密に協力し、その航空機に対し、可能な最も適切な緊急援助を与えるために必要な調整を実行可能な範囲において行うこと。

（2）両救難調整機関の間の定期的な連絡訪問、通信訓練その他の共同活動等は、協議の後、相互理解及び共同のSARの効率性を促進するために、実行可能な範囲において、行われること。

（3）両協会は、それぞれの法令及び予算の許す範囲内で、前記の調整及び協力を行うこと。

二 連絡先他

（1）両協会を通じ、両救難調整機関は、別途連絡先を交換し、連絡先に変更があった場合は直ちに通知するものとする。

（2）両救難調整機関を管轄する関係当局は、日本側は国土交通省航空局交通管制部運用課、台湾側は交通部民用航空局飛航管制組管制科である。

三 発効、修正及び終了

（1）この取決めの改正は、両協会間の合意により、いつでも行うことができる。

（2）この取決めは、署名した日から効力を生じ、いずれか一方の側の協会が6カ月前に他方の側の協会に対して行う書面による通知によって終了させることができる。

この取決めは、ひとしく正文である日本語及び中国語により各2部作成し、両協会の代表は、以上の証拠として、これに署名した。

2013年11月5日 台北にて

公益財団法人交流協会会長

大橋光夫

亜東関係協会会長

李嘉建

